

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称		令和5年度第3回福津市介護保険運営協議会
開催日時		令和5年10月12日（木） 19:00～21:00
開催場所		福津市役所 別館1階 大ホール
委員名		<p><出席委員></p> <p>松本 直人 会長、山城 崇裕 副会長 中島 啓輔 委員、馬場 渉 委員、高杉 正 委員 芹野 伊津美 委員、吉村 美香 委員、吉村 満希 委員 原 雅昭 委員、中嶋 敏郎 委員、柳谷 里枝子 委員 井上 惣一郎 委員、田島 勝彦 委員</p> <p><欠席委員></p> <p>野中 多恵子 委員、大庭 祥子 委員</p>
所管課職員 職氏名		<p>健康福祉部 堤田部長 高齢者サービス課 桑野課長 介護事業所指導係 安部係長 高齢者福祉係 野中係長 介護保険係 大峰係長、道野</p>
会 議	議 題 (内容)	<p>1 次期計画素案の検討・意見交換（高齢者福祉計画） 2 その他</p>
	公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	—
	傍聴者の数	2名
	資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1
会議録の作成方針		<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○協議の結論等

- 1 次期計画素案の検討・意見交換（高齢者福祉計画）
- 2 その他 特になし

○経過

- 1 課長あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

○議事の経過

- 1 次期計画素案の検討・意見交換（高齢者福祉計画）

野中係長：資料1に基づき、次期計画素案（高齢者福祉計画）について説明。

松本会長：前計画を引き継ぐということですね。上位計画の福津市地域福祉計画は「みんなが安心して生活できる共生のまちづくり」が基本理念です。それをもとに本計画は「人が大切にされ、みんなが共に住むまち、ふくつ」を基本理念としています。地域共生社会を実現するために地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るということです。P.64の基本目標も含め、異論、問題、ご意見はありますか。P.71健康づくり施策について、フレイル予防、生活習慣病の発症及び重症化予防、特定健診、後期高齢者健康診査、運動指導の充実とありますが、歯科は何か関係していますか。

山城副会長：介護予防に関して、歯周病と糖尿病の関係は論文で証明されています。歯周病を治療することで糖尿病を減らす、糖尿病が減ると腎不全が減って透析が減り、医療費を削減できないかということをお齒科がアピールしています。QOLを上げるには口腔ケアは重要です。

松本会長：認知症の進行を予防するには3か月～半年に1回の歯科健診が大切です。介護予防に関して、口腔ケアや歯科健診について言及してもよいのではないのでしょうか。

中島委員：施設に入られている方は、介護職員が口腔状態を確認してくれます。噛み合わせが悪くなると食べられなくなり、栄養状態が悪化、骨粗鬆症が進行して骨折につながります。自宅で過ごされている方は困ったことがなければ歯科を受診する機会がありません。福津市では特定健診の補助がありますが、歯科についてはそのような試みはありますか。

堤田部長：節目健診がございます。

中島委員：自己負担が少なくなるようなものがあれば良いなと思います。

松本会長：薬や医療的な疾患について馬場委員いかがですか。

馬場委員：数年前に県の介護予防の委託事業で宗像薬剤師会が、外来で通院している患者で、独居の方について、実際に家に訪問して薬が飲めているか確認する事業を2年間行いました。そのときは福津市地域包括支援センターの職員に助言者として入っていただき、助言を受けました。私たちは薬を渡したところで終わっているというところがあります。本当に大事なところは渡したあとに飲めているかどうかですが、目がいっていません。フォローアップが必要です。飲めているかどうか怪しいという人には、用法通り飲めているか電話をかけて確認しています。これを行うようになって、窓口ではなかなかお話をされなかった方も、電話で

連絡をすると困りごとを相談されたり、質問があつたりします。一日飲んで具合が悪くなったから飲んでいないという事例もありました。私たちはそれをもとに医師に伝え、どうすれば良いかを患者に伝えていきます。まだケースは少ないですが、薬を渡したあとの状態を重要視し始めています。処方された薬をきちんと飲んで治療するというのは介護予防につながるので、この活動を進めていきたいと考えています。

松本会長 : 認知症予防について、高杉委員何かありますか。

高杉委員 : 運動や生活習慣病予防について、認知症の出前講座で住民の方にお伝えしています。話は変わりますが、P. 84 成年後見制度の推進について、家族の方が申立てをするとき、どの書類を揃えたら良いのかわからず、かなり時間がかかったケースがあります。現場で使っている手引きを持ってきたので回覧します。高齢者の方で配偶者に成年後見人をつけたいという場合や、障がいのある子どもに対して親である自分がどうにかなる前に成年後見人をつけたいという場合もあります。過去の経験から、分かりやすいイラストやリーフレットがあると良いと思いました。

松本会長 : 地域包括支援センターがすべきことというよりも、ご本人やご家族が早めに認識して行くことが必要です。成年後見制度の普及啓発は何を具体的にやっていくのか、数値目標だけでなく、市民に意識を持ってもらうことも必要です。もう少し厚くしても良いと思います。

吉村(美)委員 : 社会福祉協議会では法人後見事業を実施していたり、市民後見人の養成研修で市民後見人の支援活動を行ったりしています。家族が申立てをすることに関して、相談を受けるたびにハードルが高いと感じています。高齢者については地域包括支援センターが支援、障がい者については基幹相談支援センターが支援していきます。中核機関分散型で発揮できたら良いと思います。成年後見制度については、取り組みを具体的に、明確にしたほうが良いと感じました。

芹野委員 : 一人暮らしの方の成年後見についてよく相談を受けます。離れて暮らしている家族の関係もあり、なかなか手続きに結びつかないことが現状です。お年寄り一人ではなかなか難しく、それまでの生活を見直すことも必要になります。実際の手続きは今まで受けたことはありませんが、社会福祉協議会で行われている市民後見人の研修は毎回受けているので、相談があればつないでいこうという気持ちはあります。別の話になりますが、認知症ケアパスについて、一般の方にあまり浸透していません。認知症になったらどうしようという家族が多いです。認知症に対する市の様々な施策はありますが、認知証になって動けない、何もできないというところまで自宅にいて、結局施設に行くという流れになっています。認知症でも地域でいきいきとというのは、周りの支えや理解が必要です。ケアパスや認知症初期集中支援事業が浸透して、みんなで取り組めるようになれば良いと思います。

松本会長 : 認知症基本法も地域で生活することということで策定されています。認知症ケアパスの周知はどのようになっていますか。

大峰係長 : 認知症ケアパスは今年度改訂しました。図書館や公民館に置かせていただいています。薬局や病院といった、もっと他に目につくところはないかということで、地域包括支援センターと考えています。

松本会長 : 市のホームページでダウンロードできないのですか。

大峰係長 : 確認します。

松本会長 : 目に触れることを増やすという点では、そのほうが増えると思います。ネットで検索やダウンロードができると、どれくらいの人が見ているかが数値的にもわかります。職員が認知症について話している動画を作り、動画サイトで流している市町村もあります。動画を流すようにすると興味を持つ人が増えるのではないのでしょうか。誰がするのかということもありますが、福津市という単位

	では案外できるのではないかと思いますので、検討してもいいかもしれませんね。改訂版はわかりやすくなっています。発行数はどれくらいですか。
大峰係長	: 今回1, 800部作りました。前の分が600部残っており、配り切れていないので、周知の方法を今考えています。改訂版のホームページ掲載、ダウンロードについては検討させていただきます。置き場所として何かいいところはありますか。
松本会長	: 田島委員、どのようなところに置いたら市民の方が手に取りやすい、目に触れやすいでしょうか。
田島委員	: 図書館の出入口に置いたらよいのではないのでしょうか。
松本会長	: 田島委員、他に何か意見はありますか。
田島委員	: 成年後見の申立の資料を拝見しましたが、様式だけ見てもものすごく量があり、書くのが嫌になるくらいです。これは法律にしたがっているものですから、国が変えていかないと難しいところがありますね。新聞で見たのですが、介護される方もする方も65歳以上の高齢者という老老介護が6割以上と非常に増えており、社会問題になっています。高齢者が介護するにあたり悩みがあると思うのですが、福津市では老老介護をしている家庭の数を把握し、悩みを打ち明けたり意見を言い合ったりする場所を設けていますか。
桑野課長	: 数は把握できておりません。家族で介護されている方の相談先については、地域包括支援センターで家族介護教室をしていますが、数が限られています。社会福祉協議会も相談の受け皿になっています。
松本会長	: 家族の会、サロンが増えていく必要があります。がんで家族を亡くされた方の会といった、何か疾患やきっかけになるものがある部分での集まりはありますが、そうではなくて単純に介護している方が集まって意見を言うところはなかなかありません。原委員の施設ではありますか。
原委員	: 家族会という形ではないですが、コロナ前までは1年に1回家族の方をお招きしていました。
松本会長	: 施設にもよりますが、私のところでは、コロナ禍でできておりませんが、毎月家族の方が集まられて、繕い物等をしていました。新たに入居された方のご家族にはなるべく入っていただいて、心配事や不安事の話施設ではなく家族同士でされてきました。そういうことがあると気持ちが落ち着いていきます。施設の中であればそういった動きができますが、全体としてはなかなかできていません。中嶋委員、障がいの部分で家族会のようなものはありますか。
中嶋委員	: 障がいは家族会があり、私の事業所にもあります。若い方たちはサービスを使うという意識が強く、高齢の方と釣り合わないこともあります。コーディネートする方がおらず、個人個人の課題になっており難しいです。
吉村(美)委員	: ぶどうの会という在宅介護者の会があります。在宅で介護していらっしゃる方の集まりで定期的に集まっています。その中でも被介護者が亡くなったことで、これから介護していく方のアドバイスをする立場になっていただく方もいます。いろいろな問題を抱えつつも継続しています。
松本会長	: どれくらいの方がいらっしゃるのですか。
吉村(美)委員	: 会員数ははっきりとはわかりませんが、増えてはいません。男性の介護者の方が1~2名新たに入られました。
松本会長	: 在宅で介護されている方たちが集まる場所も必要ですし、OBが活躍できる場も必要かもしれません。高齢者の方で活動できる方に支え手になっていただくには場を作っていかなければなりません。また、单身者が増えていくので、つないでいく場所や活動があれば良いと思います。吉村(満)委員、P.91地域ケア会議について、地域課題抽出に至る過程で何か課題はありますか。
吉村(満)委員	: 地域ケア会議のやり方は、ケアマネジャーを審判するような形式から変わってきて、参加しやすくなっています。しかし、地域課題を抽出して対策していく

	<p>という点では、実際にどのように課題が出てきて、市がどのように取り組むのかが見えません。地域ケア会議に参加するための資料作成に始まる全過程を、苦痛・負担に感じています。</p>
松本会長	<p>：地域課題や政策課題は、年間や複数年にわたる中で出てくるものです。地域ケア会議の中でどのような内容が出されて、どのように解決するのかをケアマネジャーや事業所に返していかなければなりません。個別課題の解決は良いですが、抽出したデータのフィードバックをどのような形ですか考えていく必要があります。これは地域密着型サービス事業所も関わってきます。日常生活支援・介護予防の観点からすると、生活支援コーディネーターが施設、事業所、ケアマネジャーと連携する必要がありますが、なかなかできていません。その部分を今後どのように取り組むのか、官民一体だけでなく地域も含めた連携が必要です。現状の取り組みと今後どのようにしていくのかについて何かありますか。</p>
桑野課長	<p>：P. 97に図がありますが、各郷づくりエリアに市民の方の第2層生活支援コーディネーターがいらっしゃるのが現状です。昨年、今年と中学校エリアに専任で常勤の第2層生活支援コーディネーターに入っています。その方を中心として今後は進めていきたいです。まだ2名ですので、来年度、全中学校区の3名がそろってから、また見直していきたいと考えています。地域とのつながりを密にできるのではないかと期待しています。</p>
松本会長	<p>：介護予防、生活支援の中では生活支援コーディネーターの方たちの役割として、民生委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー、地域密着型サービス事業所との連携も必要ですので、考えていただければと思います。</p>
柳谷委員	<p>：私の施設では、コロナ前は年1回家族会をしていました。職員は1名入りますが、口出しはほとんどせず、家族の方がざっくばらんな話をしていました。認知症の方を自宅で介護されているときの苦労、兄弟間の揉め事等、「うちでもそのようなことがあった」、「話せて良かった」ということが多くありました。話して共感してもらえるのが大切だと感じています。自宅で過ごしている認知症の方もとじこもりがちになられる方が多いです。嫌がる方もいらっしゃるかもしれませんが、そのような方に自然に外に出てもらって、他の方と話す機会を増やし、とじこもりにならないような場を多く提供するのがとても大切だと感じています。</p>
松本会長	<p>：P. 110家族介護支援の認知症カフェ、サロンの名称について、「認知症」と付いていたら来にくいという話もありますがいかがですか。</p>
高杉委員	<p>：認知症カフェ、サロンは一時期流行りましたが、コロナもあり減少しました。コロナが5類になりましたが、そこまで戻っては来ていません。国が認知症基本法を出し、一体的支援として、認知症の方と家族のグループワークのような新たな取り組みをしようとしているので、そちらに流れていく印象があります。まだ軌道に乗っていませんが、そのような社会資源のサービスができてくるのではないかと思います。話は変わりますが、先ほど成年後見申立の手引きをご覧になられたかと思いますが、家庭裁判所のホームページでダウンロードできますので、もし興味があればご確認ください。前後しますが、認知症ケアパスの置き場所について、例えば福津市商工会に置くと、自分の親世代のことになるので気になるかなと思いますし、郵便局や銀行に置くと待ち時間に目に留まるのではないかと思います。</p>
松本会長	<p>：認知症は自分のこととして考えにくいですが、親や知り合いの方が認知症になると興味を持つのかなと思います。</p>
井上委員	<p>：認知症講座はいろいろなところできめ細かく開催されています。郷づくりが中心になりつつ、公民館にも波及して開催しています。参加者も多く、市民の関心度が高いと感じます。情報発信を切らさずにやっていけば市民に浸透するの</p>

	ではないでしょうか。地域の新しい人にもそのような講座があると教えていくと良いのではないかと思います。
松本会長	：認知症サポーター養成講座も地域で進んでいます。フォローアップをどのようにしていくか、具体的に出てくると良いと思います。P. 109 地域共生社会実現の中で、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラーが課題として挙がっています。他部門との連携強化と第2層生活支援コーディネーターとの連携や、家族介護支援に取り組むとあります。ヤングケアラーの把握はなかなかできませんが、自身では気づかないことがほとんどです。他に何かありませんか。
原委員	：私の施設では生活保護の方の利用料の支払いが滞っています。一昔前では考えられないことです。立て続けに起こっています。金銭管理を家族の方がされていて機能していません。成年後見制度の普及、手続きの簡素化をして金銭管理をしていく必要があります。財産がある方でもトラブルになるケースが最近増えています。入所時の状態や介護に関わる情報を教えて欲しいという弁護士からの問い合わせが、以前は年に1回程度だったのが、ここ2、3年で年3、4件に増えています。コロナ禍もあり家族の就業状況に影響があったのかもしれませんが、生活保護の方の金銭管理については、成年後見制度を利用させていただきたいところです。私の施設では50床のうち成年後見制度利用者は2名しかいません。他の方は家族が管理されています。ほとんどの場合トラブルはありませんが、件数が増えているので制度利用を推進させていただきたいです。
堤田部長	：認知症が進んでしまい、家族が疎遠になったり、来る機会がなくなったりして、市長申立になると確認に日数がかかります。認知症になる前に知識を得ていただくために周知していかなければなりません。後になればなるほど難しくなります。家族間の意思疎通が図りにくい時代になっていることも盛り込んでいきたいと思います。
原委員	：全戸配布の暮らしの便利帳を活用されたら良いと思いました。
堤田部長	：毎年更新していますので、できるだけ掲載しながら、分かりやすい書き方を検討させていただきたいと思います。
大峰係長	：施設の料金を滞納されている生活保護の方については、地域包括支援センターや福祉課のケースワーカーと連携しながら、家賃を施設に直接振り込むケースもあります。
原委員	：年金振り込み日の翌日にはすでに全額引き出されていると、施設料金の引き落とし日には間に合いません。
大峰係長	：成年後見制度を利用できるかどうかは本人と家族の関係があつて踏み込めない部分がありますが、それは問題だと思っています。
原委員	：生活保護は世帯単位なので、家族に振り込まれると、本人が使える部分を実際には本人に使われていない場合があります。本来その方に使われるべきものが使われていないことのほうが重大です。
大峰係長	：地域包括支援センターやケースワーカーが入ってご家族に話しています。
堤田部長	：経済的虐待に当たりますので、市、地域包括支援センター、関係各課と検討していきたいと思っています。
松本会長	：世帯で見ないようにしたり、振込先を分けたりすることは、成年後見制度を使わなくても、生活保護担当課と行っていくことはありますし、家賃だけ別に支払うこともあります。権利擁護をどのように捉えていくか、ご本人の問題として考えたときに、成年後見、任意後見の話になっていきます。任意後見は複雑ですが、任意後見ができれば本人の意向を確認できます。成年後見になると本人の意向確認ができなくなってしまい、市長申立に近い状態になっていきます。本人の意向は推定でしかなくなるので、その点は考えていかなければなりません。医療の部分でも同じですが、本人の意向確認が先にできないと推進していくうえでは難しいです。自分が自分で決めていくという意思決定支援を明

確にしていかなければなりません。市民全員が理解していく必要があります。人生会議とは何かが分からなければつながっていきません。人生会議について市民宛に出ているものはありますか。

大峰係長 : 在宅医療・介護連携推進事業をむーみんネットに委託しており、その出前講座の中で人生会議について周知を行っています。

松本会長 : 認知症の意思決定支援のガイドラインがあります。自分のことは自分で決定していくことが大切です。認知症になってしまった後を支えるためにどうするかよりも、自分がどうするかを示していく必要があります。人生会議はそれを含めた話です。動画サイトに動画はありますが、市民が知らないとたどりつけません。もう少し人生会議とは何かははっきりしないといけないと思いました。P. 107 災害や感染症対策に係る体制整備について、介護サービス事業所にはBCPがありますが、被災した施設から、要介護者を他施設に受け入れをしてもらうことは難しいです。感染対策や在宅避難者の見守りも具体的に整備しなければなりません。認知症の方がどこかに移ることも大変です。リロケーションダメージになってしまいます。災害時の被災者の避難について、課題は大きいので、ここに書かれていること以上に被災対策を考えなければなりません。コロナ禍において、要介護者要支援者の方たちが感染したときにどうするのか、5類になってなおさら自分で考えなければならぬことが増えました。感染して症状が重くても入院せず、家にいる方もいます。感染時にどうするのか、もう少し必要な対策として出てこなければならぬことだと思います。ここに書いてある分は漠然としているので何かもう少しあってもいいかなと思います。10月から薬代等の費用が自己負担になりました。検査を受けない、受診しない、治療しない方も結構いらっしゃいますので、対策も含めて考えた方がよいと思います。何かご意見はありますか。

吉村(満)委員 : ケアマネジャーにとりあえず、という相談が殺到しています。ここまでもケアマネジャーがしなければならぬのかと思うところがあります。実際に相談があった場合には、どうにかしようとしています。もう少し相談先を具体的にしてほしいと感じます。

中嶋委員 : P. 109 誰もが暮らしやすいまちづくりについて、障がい者の親の高齢化が進んでいます。高齢の障がい者を要介護者の親が見るケースが増えています。家庭崩壊寸前での相談が舞い込んでくるころがあります。共生型サービスも難しいとは思いますが、障がいと介護保険の共同でサービスが提供できるような流れが作れたらなと感じています。

松本会長 : 共生型サービスは福津市でどれくらいありますか。

安部係長 : 1事業所のみです。

松本会長 : 障がい福祉サービス事業所の方に働きかけていかなければなりません。本来の共生型サービスは、65歳問題も含めて、障がい福祉サービス事業所で障がい者が65歳になっても介護保険サービスをそのまま受けていけるという目的で始まったものです。介護サービス事業所が障がい者を受け入れるということになると、利用者を増やすためにしてしまうことにつながってしまいますが、事業所が減り、人がいない状態ではなかなか本来の通りにはなりません。共生型サービスでなくても、共生社会の中ではケアマネジャーと障がい支援の方々との連携も考えていく必要があると思いました。他に意見がなければ終わりたいと思います。

2 その他

特になし